

基 発 0 3 1 8 第 4 号
平成 2 7 年 3 月 1 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める基準の一部改正について

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成 2 7 年厚生労働省告示第 6 8 号。以下「改正告示」という。）については、本日告示され、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用されることとなったが、その趣旨及び内容については下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

改正告示は、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成 1 9 年経済産業省令第 7 9 号）第 2 条の規定により情報処理の促進に関する法律（昭和 4 5 年法律第 9 0 号）第 7 条に規定する情報処理技術者試験の区分の改正が行われたこと等に伴い、労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 1 5 年厚生労働省告示第 3 5 6 号）の一部について所要の改正を行うものであること。

2 改正の内容

- (1) 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 4 条第 1 項第 1 号に規定する専門的知識等であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者として、I T ストラテジスト試験に合格した者を加えるものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行うものとする。
- (3) 改正告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用するものとする。